平成２５年（フ）第１６８号
神奈川県三浦市三崎５丁目10番９号
破産者　有限会社桑山設備
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３１６号
愛知県岡崎市北本郷町字神明28番地２
破産者　有限会社アオ
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
和歌山市畑屋敷端ノ丁50番地
破産者　紀北鋼材株式会社
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７４号
和歌山県有田郡広川町大字山本1487番地の１
破産者　株式会社ユニ・テック
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７５号
札幌市北区北22条西９丁目１番３号　Ｎ22マンション301号
破産者　櫛谷　　純
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９７号
静岡県袋井市浅羽2354番地の１　奥林ハイツ１Ｂ号室、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市明ケ島951番地12
破産者　伊藤　徳文
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６０７号
名古屋市中川区長須賀２丁目1808番地　ＶｉａＳｏｌｅ305号室、従前の住所愛知県弥富市鯏浦町方六43番地１　バンベール海南601
破産者　垣内　　進
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５６０号
三重県多気郡大台町久豆１―26、開始決定時の住所愛知県江南市古知野町宮前26―１　サンハイツ宮前２階２Ｂ号室
破産者　可児　幸雄
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８号
北海道旭川市一条通１丁目311番地の１　アピアビル日赤前703
破産者　谷　　栄二
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９９号
金沢市三馬３丁目53番地２、開始決定時の住所石川県野々市市住吉町12番32号
破産者　糀　あずさ
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１２号
和歌山県御坊市島328番地12
破産者　岡田　美彦
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第２８３号
愛媛県松山市衣山５丁目31番地26　ソール・オリエンス101号
破産者　髙田　新弥
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８５号
愛媛県松山市立花４丁目５番62号、開始決定時の住所愛媛県松山市富久町351番地12
破産者　栗崎　数馬
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８１号
愛媛県松山市立花３丁目８番24号　セントラルハイム参番館353号
破産者　菊池　英加
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１９２４号
札幌市中央区南３条西26丁目１番10　ライオンズ円山公園プレミアーク302号、住民票上の住所札幌市中央区南11条西20丁目３番29号日宝ノール旭ヶ丘902号
破産者　沼田　睦美（旧姓小山内）
1　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
2　一般調査期日　平成26年10月28日午前11時30分
平成26年８月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８号
和歌山市田尻190番地の１
破産者　増田初日生
1　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
2　一般調査期日　平成26年11月10日午後１時40分
平成26年８月22日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９２号
山口県宇部市大字東岐波5463番地１、旧住所山口市維新公園１丁目10番２号
破産者　田中　　徹
1　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
2　一般調査期日　平成26年10月７日午後２時
平成26年８月22日　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２２０２号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目21番２号
破産者　大昭製作所こと　大久保春昭
1　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
2　一般調査期日　平成26年10月27日午後３時30分
平成26年８月21日
大阪地方裁判所第６民事部